

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	募集要項	22	第4		(4)	応募者の制限	実施方針等に関する質疑(No55)の回答において、「コ 本事業の業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者」の人事面において関連がある者の対象から社外監査役及び社外取締役は除外されるとありますが、募集要項の記載は変更されていませんでした。募集要項においても、社外監査役及び社外取締役は対象から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 次に掲げる者は、人事面において関連がある者から除きます。 ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2	業務要求水準書	22	第3	3	3-1	芝生広場・野鳥の森のゾーニング	要求水準では「現状を維持する」とあり、ベンチの設置などを検討していますが、要求水準を満たせるでしょうか。	樹林地の自然環境を活かした運営管理として行うのであれば、可とします。
3	業務要求水準書	26	第3	3	3-6	再整備の対象とならないエリアの提案	要求水準に「遊園地、梅林、芝生広場、野鳥の森など再整備の対象とならない区域の既往の園路は、表層の舗装材は原則として全面的に更新を行うこと」とありますが、再整備の対象とならない区域において、園路舗装以外の改修提案を行っても差し支えないでしょうか。	現状の自然環境と風致地区であることに配慮し、現在の機能を確保した整備計画であれば、提案を受けます。
4	業務要求水準書	27	第3	4	4-1	交通広場の要求水準	交通教室開催時においても一般への乗り物貸し出しを可能としたいが、よろしいでしょうか。(利用者ニーズ、サービス向上のため)	交通教室開催時に一般利用者への乗り物の貸し出しは、完全分離により利用者の安全性が確保されることを条件に可とします。
5	業務要求水準書	27	第3	4	4-1	交通広場の要求水準(全般)	電動ゴーカートの導入において、バッテリーの稼働時間が4時間程度であるとメーカーに確認しております。予備バッテリーがないと運営させることが困難ですが、予備バッテリーの費用も含まれていると考えてよいでしょうか。含まれていない場合、予備バッテリーの費用について市のお考えをご教示ください。	運用上、予備バッテリーの使用は想定していませんでしたが、必要であれば予備バッテリーを用意してください。
6	業務要求水準書	27	第3	4	4-1	交通広場の要求水準(全般)	上記に関連して、現状のガソリン式ゴーカートを残置しながら運用することは可能でしょうか。その場合も新規導入する電動ゴーカートの台数は最低1人用10台、2人用10台が必要でしょうか。	ガソリン式ゴーカートの導入は不可とします。1人用と2人用の利用者を想定した上で、乗って楽しさを感じられるコースレイアウト、運用方法を検討し、それを盛り込んだ提案としてください。また、ゴーカートの台数はコース延長やコースレイアウトを基に、運用できる台数を算出し、確保してください。なお、2人用の車両を1人用として運用することは可とします。業務要求水準書を修正します。
7	業務要求水準書	27	第3	4	4-1	交通広場の要求水準(全般)	事業者が提案する電動ゴーカートの導入台数(最低1人用10台、2人用10台)が十分余裕を持って安全かつ円滑に走行にできるコース、乗降場を設置すること。との記述がございます。この電動ゴーカートについて、交通公園内で実施する自主事業で利用(使用頻度が低い時間帯)することを計画していますが、使用条件等がございますか。	岡崎市都市公園管理規則で定められている南公園交通広場の利用時間外で実施する自主事業であれば可能です。また、利用時間内であっても、ゴーカート利用に支障をきたさない運用が可能であれば、行為許可での自主事業は可と考えます。詳細については協議してください。
8	業務要求水準書	32	第3	4	4-7	駐車場の不足について	現状のバス停を公園に近づけるなど、ご検討されておりますでしょうか。	現状、協議していませんが、今後、利用状況をみて交通事業者と協議します。
9	業務要求水準書	45	第4	2	(4)	建設期間中	工事期間中において、梅林エリアのみ開放でよろしいでしょうか。その他のエリアについては、外周を仮囲い等を設置しないといけないでしょうか。また、工事期間中に配置する交通誘導員について、必ず設置しないといけない場所等がありますでしょうか。	工事期間中は業務要求水準書添付資料35に示すエリアを供用してください。仮囲いの設置箇所や交通誘導員の配置については、来園する利用者の安全が確保される箇所に設置・配置をお願いします。
10	業務要求水準書	60	第6	3	(3)	屋内遊戯施設に関する運営業務	遊具の設置使用料について、算定の対象となる面積はどこまでが含まれますでしょうか。遊具の設置に関して、算定の対象範囲を教えてください。	遊具を設置する部屋、エントランスホール、トイレ、事務室等の建築面積が管理許可の算定の対象面積となります。
11	業務要求水準書	88	第7	2-6	(1)	駐車場の施錠	従前の施錠時間は21時30分ですが、閉園時間を17時とした時、休業日を含め18時施錠としてもよろしいでしょうか。	自由提案施設の利用者への配慮、残留車両の対応等を確認した上で、施錠及び閉場時間の変更の可否を判断いたします。岡崎市都市公園管理規則の改正が必要な場合は協議してください。
12	様式集	様式16、17				ゴーカート購入費用	ゴーカート購入費用の仕分けについて、「支払方法説明書」P3 サービス購入料Aの設計・建設業務の中に「備品等設置業務」とありますが、様式16-1(提案価格表)では什器・備品購入費(a4)に、様式17-1(サービス購入料Aの算定根拠)では対象施設等の建設業務に要する費用にそれぞれ記入するという理解でよろしいでしょうか。	様式16-1、様式17-1それぞれ、什器・備品購入費に記入してください。 様式17-1(サービス購入料Aの算定根拠)に什器・備品購入費の欄を追加します。